

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、登記簿または固定資産税課税台帳に登録された帳簿を元に、固定資産税・都市計画税を計算し賦課する。
③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、固定資産税システム)、家屋評価システム、eLTAX、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、マルコポーロ固定資産、マルコポーロ登記履歴台帳、マルコポーロ地図管理
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	財政部資産税課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 電話番号:0544-22-1127
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政部資産税課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 電話番号:0544-22-1127

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マイナンバーの取得においては、住基ネットによりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認する等、特定個人情報の取得から保管、廃棄までのプロセスにおいて、留意事項を遵守し対策を講じて作業を行っているため。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マイナンバーが記載された書類は、個別にファイリングし表題を付け、誰が見ても厳重に保管しなければならない書類とわかるようした上で、施錠できるキャビネットでの保管を徹底する等、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	I 5. 評価実施機関における担当部署の所属長	資産税課長 遠藤 睦弘	資産税課長 深澤 哲治	事後	
平成29年7月18日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月18日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職	資産税課長 深澤 哲治	資産税課長	事後	
平成30年8月24日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和1年5月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和1年5月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月30日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月30日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、固定資産税システム)、家屋評価システム、eLTAX、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	MICJET MISALIO(宛名システム、固定資産税システム)、家屋評価システム、eLTAX、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、マルコポーロ固定資産、マルコポーロ登記履歴台帳、マルコポーロ地図管理	事後	
令和3年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	IV 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和3年11月15日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)なし 番号法第19条第7号 別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)なし 番号法第19条第8号 別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
令和4年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和7年3月3日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年3月3日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)なし 番号法第19条第8号 別表第二 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	(情報提供の根拠)なし (情報紹介の根拠)なし 番号法19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 48の項	事後	
令和7年3月3日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月3日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月3日	IV 8. 人手を介在させる作業	無し	新規作成 (様式追加)	事後	
令和7年3月3日	IV 8. 監査	8. 監査	9. 監査 (様式追加による条項ずれ)	事後	
令和7年3月3日	IV 9. 従業者に対する教育・啓発	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発 (様式追加による条項ずれ)	事後	
令和7年3月3日	IV 11. もつとも優先度が高いと考えられる対策	無し	新規作成 (様式追加)	事後	